

蒲郡市青少年団体等 互助会に加入を

文化スポーツ課 ☎66・1222

加入した団体の活動中に傷害事故が起きた場合、会費を財源として見舞金を給付します。

少ない加入金で、団体の活動を応援するのが青少年団体等互助会です。

加入資格 市内在住・在勤・在学者で構成する10人以上の団体（スポーツ団体・生涯学習団体など）

年会費 高校生以下50円

大人200円

加入期間 4月1日以降で会費を納入した日から平成25年3月31日まで。ただし、前年度加入団体は4月中に手続きをすれば、4月1日から有効。

傷害見舞金 活動中の傷害事故に対して給付されます。（給付対象は通院3日以上で給付額は治療日数により異なります。）

申し込み 4月1日(日)から市民体育センター内蒲郡市青少年団体等互助会事務局（☎69・3241）へ。

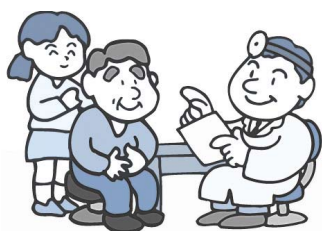
外来診療の 高額療養費の現物給付化

4月1日から、高額な外来診療を受けた場合、医療機関での1カ月の支払いを一定額にとどめることができるようになります。

この制度を利用するには、医療機関の窓口で「限度額認定証」などの提示が必要となる場合があります。

詳しくは、加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

蒲郡市国民健康保険 ☎66・1103
後期高齢者医療 ☎66・1102



防災行政ラジオ助成 販売終了のお知らせ

安全安心課 ☎66・1156

これまで1世帯（1事業所）につき1台を助成販売（千円）してきましたが、5月1日以降の申し込みについてはすべて実費販売になります。

購入を予定されている方は4月30日までにお申し込みください。ただし、4月30日までに申し込みまれても、お渡しできるまでには数カ月かかりますのでご了承ください。

申し込み 直接またはハガキ、ファクス、メールで、氏名・住所・電話番号および防災ラジオ希望を明記の上、安全安心課（FAX 66・1183 Eメール anzen@city.yamanagori.lg.jp）へ。
※電話での申し込みは受け付けません。



市税条例の一部改正

【個人市県民税】☎66・1116

○市民税・県民税の均等割額の引き上げ

東日本大震災を受けて、全国的かつ緊急に地方自治体を実施する防災施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度～35年度に、市民税、県民税の均等割額がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。

○退職所得に係る税額控除の廃止

平成25年1月1日以後に支払われる退職所得に係る10%の税額控除が廃止されます。

【市たばこ税】☎66・1115

県から市への税源移譲により、市たばこ税の税率が平成25年4月1日から引き上げられます。なお、地方たばこ税（県と市のたばこ税の合計）は従前どおりです。

（市たばこ税）

区 分	現 行	改正後
製造たばこ（旧3級品以外）1,000本につき	4,618円	5,262円
製造たばこ（旧3級品）1,000本につき	2,190円	2,495円